

○事業計画（事業法 8 条）★

事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならぬ。国土交通大臣は、事業者が事業計画に従って業務を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

○事業計画の変更（事業法 9 条）★★★

- 事業者は、事業計画の変更（2. に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

●認可を受けなければならない事業計画の変更（※一部抜粋）

- (1)「自動車車庫の位置および収容能力」の変更
- (2)「**乗務員等**の休憩・睡眠のための施設の位置および収容能力」の変更
…など

- 事業者は、下記Aに該当する事業用自動車に関する事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、Bに該当する軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞（ちたい）なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

●変更内容によって届出の時期が異なるので、それぞれを正確に覚える！

A. あらかじめ届け出る事業計画の変更（事業法施行規則 6 条）

- (1)「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の変更（=増車・減車）
(変更後の車両数が一定の基準に該当しないおそれのある場合^{*}を除く。)
※「変更後の車両数が 5 両を下回る場合」など。なお、このような変更の場合には、あらかじめの届出ではなく、事業計画の変更の原則どおり認可を受ける必要がある！
- (2)「各営業所に配置する運行車（特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車）の数」の変更

B. 変更後に遅滞なく届け出る軽微な事業計画の変更（事業法施行規則 7 条）

- (1)「主たる事務所^{*}の名称および位置」の変更
※いわゆる会社本店（本社）のこと。運送業務を行っている「営業所」のことではない！
- (2)「営業所または荷扱所の名称」の変更
- (3)「営業所または荷扱所の位置」の変更（貨物自動車利用運送のみに係るものおよび地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）

▼図 1-3 事業計画の変更における届出のタイミング

